



Kompass Accounting Co.,Ltd.

代表取締役 日本国公認会計士 小林 一雅

第31回 会計税務問答集 - 合弁相手とのお付き合い -

町の会計事務所を標榜している以上、様々な案件が持ち込まれるのは覚悟していました。が、最近では、なんでここに相談に来るのですか??と思うような案件が多いです。しかも浪花節的にこんなに自分は異国に来て苦労しているのだから「助けて」というような愚痴の聞き役みたいなものも多く、かなり、心底、疲れています。まずは、厳しいことを言うようですが、異国に来てビジネスをやろうとしているわけですから、苦労するのは当たり前、日本のようにはいかないという覚悟を持つこと、例えば言語ができないのをあきらめ（拗ねる）の言い訳にしないこと等、前提となることを認識することが必要です。その上で、問題解決を図るための方策を会計事務所に相談するというをししないと、愚痴を聞くだけで時間が長くなってしまう。この仕事を選んだ以上、愚痴を聞きながら、問題がどこにあるのか探るといった習性は身につけていますが、あまりにタイ人の悪口や愚痴に終始してしまい、問題の所在が不明のまま会議終わりということがあるのは非常に残念なことです。

外国人事業法の関係もあり、タイ人富裕層の人たちやあるいは欧米系のファンド等と合弁を組んでビジネスをしている会社も多いと思います。そのような合弁先とどのように付き合い合ったら良いかというのも上記悩み相談の中で多い案件の一つです。合弁を組むまでは、かなり良いことを言っておいて、いざ合弁を組んだら態度が随分変わったというのはよくある話です。最終的には人と人との付き合いということになり、型にはめてしまうのは非常に危険だとは思いますが、今回は今までの相談内容や経験に基づいて書いてみたいと思います。

1. 合弁相手の選択

合弁相手のことを、この人は良い人だとわかった気になり、安直に合弁相手を選んでしまい後悔するというケースはよくあります。単に出張や旅行ベースでお付き合いし、わずか数カ月で相手のことがわかるはずがありません。言葉が非常に上手、言葉巧みな人も非常に多いです。このような場合、もし経営の主導権を握ろうとするのであれば、お金がかかっても法律事務所等で文書で合弁契約をきちんと組んでもらうことです。相手に失礼とかではなく、お互いにそうするのがマナーです。出来る限りサイレントそうなパートナーを選ぶのは重要ですが、名義借りでない限り、相手もお金を出します。自分のお金を何十万パーツ、何百万パーツ出しておいて、完全にサイレントということはありえません。（名義借りは違法です。）その辺をきちんとわきまえて、この段階から行動することが必要です。

2. アカウンタビリティを理解する

合弁相手は、別にお金を皆さんに寄贈しているわけではありません。駐在員の方も含めて勘違いをしている人が多いですが、あくまでも人の金（タイ人パートナーや日本の親会社のお金）を委託されて、自分は単に運用する仕事を任されているだけという理解が正しいです。自営の方は自分も金を出しているのにさらに勘違いが増幅し、会社の金は全部自分のお金と思い、好きに使って、あとで問題となるケースがありますが、経営者の立場でいうと、他人の資金を運用して収益をあげるという、いわばファンドマネージャーの役割にすぎません。ファンドの場合は金融商品で運用しますが、皆さんの場合はそれが事業であるだけです。AIJ 問題ではないですが、人からお金を預かった場合、それをどのように使用したか、どのように運用して利益を得たか、もしくは失敗して損失を出したかという報告をするのは、お金を預かった人

として最低限の責任と義務です。(アカウントビリティ=説明責任といいます。)お金のことは自分によくわからない、会計事務所にまかせきりで決算書もよくわからない、日常の事業(製造や営業)のみしかわからないといった話をよくききますが、合弁相手からお金を預かる人間として非常に不適切な発言で、人のお金を預かる資質を疑われても仕方ありません。従って、あらかじめ勉強した上で知識不足であってもかまわないので最低限、1年に1回、可能であれば毎月、決算書を持参して合弁相手に真摯に説明をするべきです。そうすれば、相手も相談に乗ってくれますし、有用な情報ももらえるかもしれません。逆に何も説明もしない、会社の業績についてコンタクトもあまりしないということだと、ある日突然、取締役の責任問題が浮上しかねません。取締役を解任されたあと、会社を乗っ取られた云々ということをいう人がいますが、あなたは最低限の責務を果たしていたのかということ、まずは問われなければなりません。

3. 投資家の気質を理解する

日本人も含めて投資家全般にいえることですが、お金持ちになればなるほど、実業、実際の会社のオペレーションへの関心は薄くなります。彼らの関心は、行き着くところ、これだけ投資をして、どれだけのリターンを見込めるかということであり、取締役に求めるのは上記のアカウントビリティの他に将来的にリターンを最大化するためにどのような施策を考えているかということだけです。その傾向は、タイ人、欧米人の方がより短期的な視点となります。よく合弁相手が自分がどれだけ実業で苦勞しているかもわからず、配当ばかり要求してきて困るみたいな相談がありますが、上記のことを考えれば、合弁相手に実業の苦勞や施策を語ってもほとんど意味がないことはよくわかると思います。お金を預けた上で、実業のことは日本人取締役に一任していると、彼らは考えています。

書いてみれば、非常に当たり前の話ですが、なかなか行動できている人は少ないです。愚痴をこぼすことのないよう、きっちりとした理解や予防措置をとりましょう。

Bookkeeperのつぶやき。。。



家族が帰国しました。寂しくなるかなと思いましたが、それほどでもなく、犬 2 匹との生活はむしろ快適だったりします。(嫁さんに怒られるかも、、、)ただ、早く帰宅した時や休日の夜は、話す相手もないので、かなり暇です。犬に話しかけても、彼女たちは食事と寝ることにしか関心が無いようで応えてくれません。酒も全く飲まないで外食もすぐに終わってしまいますし、そもそも、もともとは無口なので人と会ったり話をしたりというのはあまり好きではないです。(仕事はOKです。)暇つぶしにネットゲー、DVDといういろいろ考えましたが、すでに飽きています。ということで、独りで夢中になって没頭できるオタク趣味の開発というのが、喫緊の課題です。



KOMPASS ACCOUNTING CO., LTD.

日本であれば、街の会計士、税理士事務所では受けられる会計・税務のアウトソースサービスですが、タイには、品質的に満足の行くアウトソースサービスがこれまでありませんでした。タイでビジネスを展開する日系企業の皆様が、製造や営業販売といった本来業務にできる限り専念できるよう、コンパスがサポート致します。

【主な業務内容】

会計帳簿の作成(総勘定元帳、試算表、月次決算資料の作成)、給与計算代行、月次税務、会計処理のチェック、法定財務諸表の作成、連結財務諸表作成のための資料(関係会社向け連結パッケージ)の作成、法人税関係各種申告書の作成、個人所得税関係各種申告書の作成、VAT 関係申告書の作成、会計税務コンサルティング・顧問、その他関連業務

【連絡先】

代表 こばやし かずまさ 小林 一雅 (日本国公認会計士)

社名: KOMPASS ACCOUNTING CO., LTD.

住所: Silom Center Building, 19th Floor 2 Silom Road, Suriyawong Bangrak, Bangkok 10500

Tel: 66 (2) 652-5227-8 Fax: 66 (2) 652-5229 E-Mail: kobayashi@KompassAccounting.com



Kompass Accounting Co.,Ltd.

代表取締役 日本国公認会計士 小林 一雅

第32回 会計税務問答集 - 給与較差補填金 -

よくよく考えると不思議な話ですが、物価の影響、為替の影響、労働者の質等の相違から、日本人の平均給与はタイ人の給与に比較して非常に高いです。ただ、最近では仕事の質に関しては日本人もタイ人も、あまり変わらないのではないかと感じる人が多いです。日本人でも給与に見合っていないな、この人は、、、と感じる駐在員が最近多いです。

と、、、いきなり話が違う方向に向かってしまいました。元に戻して、このような給与水準の較差に関する個人所得税の問題については、過去、Kのつぼで触れたことがあったと思います。一方で、法人税の問題についてはあまり詳細にふれたことがありませんでした。今回はこれについてふれてみたいと思います。

日本の場合、日本とタイの給与水準のいわゆる較差を日本の親会社が補填して支給した場合については、日本の親会社の法人税の計算上、損金算入を認めるという規定があります。具体的には以下のような規定です。

法人税基本通達 9-2-47

出向元法人が出向先法人との給与条件の較差を補てんするため出向者に対して支給した給与の額(出向先法人を経て支給した金額を含む)は、当該出向元法人の損金の額に算入する。

(注) 出向元法人が出向者に対して支給する次の金額は、いずれも給与条件の較差を補てんするために支給したものとする。

- 1 出向先法人が経営不振等で出向者に賞与を支給することができないため出向元法人が当該出向者に対して支給する賞与の額
- 2 出向先法人が海外にあるため出向元法人が支給するいわゆる留守宅手当の額

非常に曖昧な規定ぶりです。どこからどこまでを給与較差として認定するのかについて、はっきりした定義付けがありません。(一部、注として例示はありますが、、、) これはやむを得ないことで、当該規定は日本とタイのみならず、中国や他の東南アジア、その他の諸外国、もしくは国内についても適用される規定で、一律に定めることが技術的にできないからです。

現状、日本の税収が極めて低迷している状況で、全体的な傾向としてこのような曖昧な規定ぶりのところは、狭く、狭く、解釈しようとする方向のようです。また、企業サイドについてもこれに反論出来るだけの十分な証拠資料収集を行なっているところが極めて少ないというのが実情で、ただ言われるままというところも多いように思います。タイで経理や給与をサポートしている立場として、日本負担なのかタイ負担なのかは非常に重要な実務上の情報で、顧客との面談等を通じて話題になることが極めて多いのですが、現状、日本の税務当局の対応にはかなりのばらつきがあると感じています。もちろん、それぞれについてそれなりの理屈はあるのですが、100%現地子会社負担で、グローバルでその処理の統一を指示されていたり、本当に最低限月5万バーツのみ現地支給、現地法人の負担で、今まで全く問題指摘がなかったり、ずいぶんバラつきがあるものだというのが実感としてあります。恐らく、現状、調査官の経験への依存度が大きいからだと思いますが、人事異動によって、いつ経験のある調査官が担当になるかもしれません。今まで指摘のなかった会社についても十分に意識し、準備しておくことが必要です。

さて、タイ法人側としては、駐在員はタイ法人のために 100%働いているわけですから、日本で受給している給与も含めて 100%タイ法人負担としても、原則として法人税上損金として認められます。また、一部給与較差補填ということで親会社が負担したとしても、タイ法人側としてはその分法人税計算上課税所得が増加しますので、タイでは問題ありません。もちろん、個人所得税は確定申告において親会社負担も合算の上申告、納税していることが前提です。

「原則として」と記載したのは、特にタイ法人が赤字法人の場合、非常にタイ税務当局の見る目が厳しくなる傾向にあるからです。すなわち、タイ法人の収益力を超えて日本人に給与を支払い過ぎではないか、日本人に給与を支払い過ぎたことによって法人に欠損金が発生しているのではないかと、という視点から税務調査が行われることとなります。考えてみれば、個人所得税は納税しているので問題ないような気がしますが、今のところそのような主張はあまり受け入れられないようです。あくまでも別個に捉えてくる傾向が強いです。日本でいう役員報酬の適正額の議論に似ています。

結果として、税務調査で焦点が当てられた場合、日本人の給与否認、繰越欠損金減額ということになることが多いです。今のところ、赤字法人でこのような指摘を受けることが多いです。法人の収益力、負担力という視点から見ているためと思います。

以上のお話はタイ法人だけでどうなるものではありませんが、問題意識として持っておき、日本側から負担(増加)を求められた時に、心づもりだけは持っておいた方が良いと思います。

Bookkeeperのつぶやき。。。



独りソクラン終了しました。はじめて独りで過ごすソクランは、ゴルフが、結局、1 日のみで、ものすごく退屈でしたが、「家政婦のミタ」を友人から借りて、見ることはできたのは収穫でした。さすが、高視聴率だっただけあって、予想を裏切る展開の連続に、夢中になって見ましたが、自分をあの情けない旦那さんにちょっと重ねてしまうところがあり、一人でかなり涙してしまいました。(念のため不倫のことではありません。(^^;) この間は、直子さんに借りた「ちはやふる」で泣いたばかり。歳をとって、何かをきっかけに昔を思い出すことが多くなったのか、涙腺がゆるくなっていると感じるこのごろです。



KOMPASS ACCOUNTING CO., LTD.

日本であれば、街の会計士、税理士事務所で受けられる会計・税務のアウトソースサービスですが、タイには、品質的に満足の行くアウトソースサービスがこれまでありませんでした。タイでビジネスを展開する日系企業の皆様が、製造や営業販売といった本来業務にできる限り専念できるよう、コンパスがサポート致します。

【主な業務内容】

会計帳簿の作成(総勘定元帳、試算表、月次決算資料の作成)、給与計算代行、月次税務、会計処理のチェック、法定財務諸表の作成、連結財務諸表作成のための資料(関係会社向け連結パッケージ)の作成、法人税関係各種申告書の作成、個人所得税関係各種申告書の作成、VAT 関係申告書の作成、会計税務コンサルティング・顧問、その他関連業務

【連絡先】

代表 こばやし かずまさ 小林 一雅 (日本国公認会計士)

社名: KOMPASS ACCOUNTING CO., LTD.

住所: Silom Center Building, 19th Floor 2 Silom Road, Suriyawong Bangrak, Bangkok 10500

Tel: 66 (2) 652-5227-8 Fax: 66 (2) 652-5229 E-Mail: kobayashi@KompassAccounting.com



Kompass Accounting Co.,Ltd.

代表取締役 日本国公認会計士 小林 一雅

第33回 会計 税務 問答集 -経理人材-

以前にもお話ししましたが、弊社は4月決算。賞与も12月でなく、4月末に年1回支給します。決算月については、設立当時何のアイデアもなく、単に会社設立が5月であったため、最長にしたという、極めて安直なものでした。結果として(としかいいようがありませんが)、賞与をもらって退職する人がこの時期、非常に多いです。一方でこの時期は人材の流動性が非常に低くて新規採用しづらいと、かなり悲しい状況となっています。決算期を変更するつもりはないですが、少し後悔しています。

弊社の場合、採用はリクルート会社を頼っています。彼らにとって、マネージャー、スーパーバイザークラスの候補者は、報酬が給与連動であるために旨みが大いのだと思います。このクラスは多くを揃え、紹介に熱心です。一方で給与が低いスタッフや多少経験のあるシニアレベルになると、候補者がそもそも少ない上に途端にやる気を失うといった傾向が見受けられます。また、履歴書が送られてきて、面談の約束をしてもキャンセルや遅刻が非常に多い、もしくは、リクルート会社でさえコンタクトをロストし、いわゆる「ぶっちぎり」も多いです。若いクラスになればなるほどこの傾向が顕著です。弊社の対象者は、経理を専攻した大卒です。であるにもかかわらず、社会人としての最低限のマナーすら身につけていないタイ人が多いいのは辟易します。リクルート会社がこのクラスをやりたいがらないのは当然だと思いますが、うまく候補者を集め、玉石混交でもよいので大量にさばくシステムができれば面白いだろうとは思いますが。ウェブリクルートサイトと今の日系リクルート会社の間くらいのサービス内容です。どこかにないですかね。(^ ; ;

愚痴のオンパレードになってしまいました。(^ ; ; ということで弊社ではこのクラスはマネージャーが主体となり採用活動をしています。自分も可能な限り履歴書に目を通し、面接にも出席するようにしています。結構、顧客からどのように経理を選考したらよいのでしょうかというような相談を受けます。河本さんの連載とも重なってしまうかもしれませんが、あくまで弊社でのポイントを紹介したいと思います。(念のためマネージャークラスの採用の話ではありません。ご了承ください。)

1. 履歴書を見る

履歴書は、簡単なものが多く、あまり参考にならないことが多いです。そもそも英語が十分でない子が多いのでリクルート会社から要請される英文履歴書をうまく書けないのは当然だと思います。マネージャーが見ているのは、

- ① 最終学歴の GPA。これが2.5以下だと、原則として、面接対象外としています。4点満点ですので、3点を超えていれば、優秀な方だと思います。2.5以下だと今までの経験上、面接をして知識量を試す質問に耐えられない可能性がほぼ100%と思います。
- ② 職歴で何をしていたのか。勤務していた会社名はあまり関係がないです。支払伝票や源泉徴収票の作成、会計システムへの入力、(部分であっても)申告書の作成をしたことがあればよいと思います。決算締経費をこのクラスに求めるのは厳しいでしょう。逆に請求書の発行や売掛金、買掛金の入力、消し込みだけをやっていただけの人はパスです。最終的に決算締作業をしてもらうのですが、これら業務は、あまり関連性が乏しいため、新卒とかわらない能力水準で希望給与が高いという結果になるからです。この辺は、会社によって人材に何をしたいかによって変わってくると思います。

2. インタビューする

人柄がよいか、注意深く辛抱強そうかというのが一番ですが、以下の質問をして税金の知識量を試しています。

- ① ビジネスに関係がある税金にはどのような種類がありますか。
- ② 源泉税、VAT の申告書の名前及び申告期限はいつですか。
- ③ 法人税の申告書の名前及び期限はいつですか。
- ④ 源泉税対象取引及び税率を教えてください。
- ⑤ VAT とはどのような税金ですか。VAT の申告の基礎となる書類は何ですか。

マネージャーは、会計に関する質問をこのクラスに対してはあまりしないようです。もう少し上になると輸出入に使用する換算レート等が質問に加わります。税務を大学で専攻している以上、答えられないとまずい事柄だとは思いますが、感覚として正答者は10人で1-2名というところでしょうか。学歴を取得するのに、ものすごく熱心ですが、自分の知識となったかどうか内容は問わないのでしょうか。長時間、何を学んでいたのだろうか。とインタビューを聞いていて実に不思議です。だいたい候補者は、①、②くらいで辟易としてしまいギブアップ。ほとんどの面談は短時間10分くらいで終了します。回答ができた場合、協調性を試すような質問をし、弊社の概要、勤務体制、福利厚生、給与の確認、勤務開始時期の確認をして終了となります。

何度やってもよい人材にあたらなかったり、やっとよい人材をみつけて採用通知を出しても向こうから断ってきたり、がっかりすることが多いですが、このクラスの採用は、とにかく辛抱強く、繰り返し、繰り返し選考を重ねる以外、方策がないようです。

。。Bookkeeperのつぶやき。。

こんな状態ですので、すでに話が途中まで進んでいる新規案件を除いて、5月初旬から新規の案件や契約はすべてお断りしている状態です。(この原稿を書いている5月中旬時点ですでに5社お断りしました。)特に既存企業で取引量がすでに多く、提出締切日も厳しい会社に関しては、恐らく1年程度は受託を停止せざるを得ないと思っています。こういう進出企業が多い時に無理してでも新規顧客を取るべきという思いはありますが、各人の仕事量を厳しくすれば、簡単に辞めていってしまいますので、背に腹はかえられません。しかし、新規対応が減り、採用もひと段落すれば私自身は暇になるのでしょうか。。

KOMPASS ACCOUNTING CO., LTD.

日本であれば、街の会計士、税理士事務所で受けられる会計・税務のアウトソースサービスですが、タイには、品質的に満足の行くアウトソースサービスがこれまでありませんでした。タイでビジネスを展開する日系企業の皆様が、製造や営業販売といった本来業務にできる限り専念できるよう、コンパスがサポート致します。

【主な業務内容】

会計帳簿の作成(総勘定元帳、試算表、月次決算資料の作成)、給与計算代行、月次税務、会計処理のチェック、法定財務諸表の作成、連結財務諸表作成のための資料(関係会社向け連結パッケージ)の作成、法人税関係各種申告書の作成、個人所得税関係各種申告書の作成、VAT 関係申告書の作成、会計税務コンサルティング・顧問、その他関連業務

【連絡先】

代表 こばやし かずまさ 小林 一雅 (日本国公認会計士)

社名: KOMPASS ACCOUNTING CO., LTD.

住所: Silom Center Building, 19th Floor 2 Silom Road, Suriyawong Bangrak, Bangkok 10500

Tel: 66 (2) 652-5227-8 Fax: 66 (2) 652-5229 E-Mail: kobayashi@KompassAccounting.com



Kompass Accounting Co.,Ltd.

代表取締役 日本国公認会計士 小林 一雅

第34回 会計税務問答集 - 収益認識(国内物販) -

現在、米国基準、IFRS、日本で「収益の認識基準」についての議論がいろいろ行われています。その中には、工事進行基準のような特殊な基準についても、同一の基準で、統一した原則論としてまとめようという方向での議論も含まれているようです。時々、議論の解説をみますが、例外を例外として認めず、同一の原理原則の中にすべて収めようとして、非常に抽象的な言葉の遊びをしているような印象を受けています。またひとつ、一見では例えば工事進行基準を認めるのか、認めないのか理解不能な基準が出来上がるのではと危惧しています。

Kのつぼでそんな抽象的な議論を解説しても仕方ありません。今回は、セットアップしたばかりの会社による照会が多い、国内物販について、いつの時点で売上計上すべきかということについて簡単に説明していきたいと思います(物販ですので、サービス業は今回の対象外です)。といいつつ、いきなり抽象的な話になりますが、会計基準によれば、以下の時点で収益を計上するべきとなっています。恐らく、皆さんの年度の監査済財務諸表(タイ基準)にも収益の計上基準として同じことが記載されていると思います。この部分はIFRSの考え方をそのまま流用しています。

曰く、

「物品の所有に伴う重要なリスクおよび経済的便益が買手に移転した時点で売上を認識している」

非常にわかりづらいです。(←; 昔は、「物品を出荷した時点で売上を認識している」等非常にわかりやすいものですが、現在の基準では、果たして出荷時なのか、受領時なのか、もしくは検収時なのか、はっきりしません。結果として、正しいけれども情報としては、以前に比較して後退している形になっています。本来的には、このあとに、例えば「会社は、業態に鑑み、原則として当該時点を顧客が物品を受領した時としている」等の補足が必要なのではと思います。それはさておき、一般的には「物品の所有に伴う重要なリスク及び経済的便益が買手に移転した時点」とは、

- ① 通常、顧客が物品を受領し、物品の現物、数量、品質を確認して、仕入検収となります。当該検収がなされた時点となります。検収がなされない場合は、品質不良等の可能性や返品される可能性もありますので、検収前には物品の所有に伴う重要なリスク及び経済的便益が買手に移転したとは認められないと理解されています。
- ② ただし、すでに品質的に確立しており、顧客が受領したならば、ほぼ間違いなく検収されるような場合には、顧客受領時点を物品の所有に伴う重要なリスク及び経済的便益が買手に移転した時点としているようです。

以前は、検収基準でも受領基準でもなく出荷基準が原則でした。IFRS(タイ基準も同様)となり、基準を実務ベースに噛み砕くと、上記、検収基準や顧客受領基準に変更となるとのことです。まずは、業態に鑑み①、②のどちらにするかの検討が必要です。

受領基準に関して、日本ではこの基準の変更によって顧客とシステムで結んで受領確認を行うところもあるようです。一方、タイでは、出荷をすれば、当日中に受領することが確実であるとの理由により、実務上は従来と変更なく出荷基準で実務上処理しているところが多いようです。この売上認識基準のために顧客とシステムで連動させて受領確認している企業を自分はタイで聞いたことがありません(基準とは無関係に VMI 倉庫運用上でということでありえるかもしれませんが…)。また、過去に1社だけ、決算期末に期末日の売上を受領日が1日遅れるという理由で戻した事例を知っていますが、これとて該当多数につき理論値で戻しており、実際に受領が翌期であることまでは確認していませんでした。仮に受領基準を厳密に適用するとタックスインボイス発行のタイミング(課税点)が、出荷時であるため、VAT 申告と経理上の売上に相違が発生する可能性があることにも留意が必要です。

次に検収基準に関して、悪しきビジネス慣行の結果としか言えない問題点も発生しています。例えば金型や設備装置業界について、顧客が実際に納入した設備を使用して製品を製造しているにもかかわらず、顧客が仕入検収を長期間あげない事例が時々見受けられます。これに関連して、杓子定規に売上を検収があがるまで待つこととするのか、実質検収済として売上計上可とするのかは、非常に悩ましいところです。事例ごとに状況が異なるとは思いますが、日本では実質検収済みということを判断できるような客観的な資料を社内で作成して売上計上としているところもあるようです。タイでもこの方法が可能かどうかは、微妙なところですが、タイでは実態にあわせて、ケースバイケースで処理した方が無難ですが、会計監査人が、実態をきちんと考慮して監査してくれるかどうかポイントになると思います。また、期末監査で揉めない様、客観的な売上計上資料を提供できない場合を事前に把握し協議が必須だと思います。

物販はサービスに比較すると、売上の認識タイミングは判断しやすいですが、それでも上記のように微妙な場合があります。既存の会社についても、自社の計上基準がどのようになっているか、会計方針と整合しているか、再点検してみてください。

Bookkeeperのつぶやき。。。



ゴルフのあと、週1回タイマッサージを受けたり、月に1回、整体を受けたりしているのですが、このところ、月に1回くらい、ちょっとしたことで寝違えたように首の筋を痛めてしまっています。この間は情けないことに、DVD にメモリスティックを差し込もうと右手を前に差し出したら、衝撃が首筋に奔りました。(´д´)ウウーやはり、川島さんが実践しているように日々のストレッチは重要ですね。その筋の方に話を聞くと首のストレッチも首をぐるぐるまわしてはいけないうたとか。奥が深いです。なかなか軌道に乗らないのですが、就寝前のストレッチを習慣化したいなと思います。



KOMPASS ACCOUNTING CO., LTD.

日本であれば、街の会計士、税理士事務所で受けられる会計・税務のアウトソースサービスですが、タイには、品質的に満足の行くアウトソースサービスがこれまでありませんでした。タイでビジネスを展開する日系企業の皆様が、製造や営業販売といった本来業務にできる限り専念できるよう、コンパスがサポート致します。

【主な業務内容】

会計帳簿の作成(総勘定元帳、試算表、月次決算資料の作成)、給与計算代行、月次税務、会計処理のチェック、法定財務諸表の作成、連結財務諸表作成のための資料(関係会社向け連結パッケージ)の作成、法人税関係各種申告書の作成、個人所得税関係各種申告書の作成、VAT 関係申告書の作成、会計税務コンサルティング・顧問、その他関連業務

【連絡先】

代表 こばやし かずまさ 小林 一雅 (日本国公認会計士)

社名: KOMPASS ACCOUNTING CO., LTD.

住所: Silom Center Building, 19th Floor 2 Silom Road, Suriyawong Bangrak, Bangkok 10500

Tel: 66 (2) 652-5227-8 Fax: 66 (2) 652-5229 E-Mail: kobayashi@KompassAccounting.com



Kompass Accounting Co.,Ltd.

代表取締役 日本国公認会計士 小林 一雅

第35回 会計税務問答集 - 収益認識(国内物販) -

今回は、前回に引き続き、いつの時点で収益を認識するかという話です。前回は、国内販売の話でしたが、今回は輸出の場合のお話。実は、相談や弊社の作成した月次の財務諸表について、国内販売の場合よりも、むしろ輸出の場合の照会が多いです。いわく、どうして出荷しているのに売上が計上されていないのですか？CIF で輸出したのだから、目的港に着いたときに売上を計上するべきではないですか等々です。出荷さえすれば、なんとか売上計上できると、国内販売と混同しているケースも多いです。また、驚くべきは、タイの大手監査法人の公認会計士にも誤解をしている人が多いということです。D社にいた時代、従前、正しく処理していたのに、パートナーが収益認識基準で、新解釈が見つかった、見つかったと騒いでいました。ほんとにかと思ひ、根拠を求めたところ、得意げに英文の初心者向けテキストブックを持ち出して来たときには驚きました。「新解釈」に従って修正仕訳まで起こしてしまい、監査報告書が発行される寸前で英文の読み間違いを私が指摘、ことなきを得ました。(語学力も含めて)基礎が非常に弱いということを強く感じました。タイの大手監査法人に所属している友人の話では、未だに誤った理解をしている会計士は多いらしいです。なお、今回の話は、IFRS 云々より前、恐らく過去 20 年以上変更のない話と思います。それでは、本題。

想定される収益認識のタイミングとしては以下が考えられます。

- ① 自社の工場を出荷した時
- ② 輸出通関を通過した時
- ③ 船に積んだ時
- ④ 目的港に着いた時
- ⑤ 輸入通関を通過した時
- ⑥ 顧客倉庫に入荷(検収)した時

この他にもいろいろ考えられますが、タイの会計基準(IFRS と同様)では、特段、国内販売と輸出販売で基準が細かく分かれて定められているわけではなく、一つの大原則のみです。前回も書きましたが、曰く、

「物品の所有に伴う重要なリスクおよび経済的便益が買手に移転した時点で売上を認識している」

この定義を、輸出の場合にあてはめて、収益認識時期を検討する必要があります。抽象的でわかりづらいですが、輸出の場合、実はインコタームズと呼ばれる標準的な貿易条件に従って、売買契約が締結されるケースが多く、意外に簡単です。一つだけ覚えておかなければいけない重要な点は、「コストの負担の範囲」と「重要なリスク及び経済的便益の移転」のタイミングは必ずしも一致しないということです。例えば海上運賃を負担したのだから、目的港に着いた時に売上を計上するべきといったロジックは通用しません。コスト負担の話と重要なリスクと経済的便益の移転はインコタームズ上、別個に定められています。その点だけは留意しておく必要があります。それでは具体的によくある貿易条件毎に収益計上のタイミングを見ていきましょう。

(1) FOB (FREE ON BOARD)

インコタームズによれば、本船甲板渡し条件。売主は、積み地の港で本船に荷物を積み込むまでの費用を負担し、それ以降の費用及びリスクは買主が負担することになります。この場合は、収益認識のタイミングは非常にわかりやすいです。経済的便益とリスクは船に積んだ時に移転しますので、船積(BL(Bill of Lading))日が、収益を認識するタイミングとなります。

(2) CIF(Cost Insurance Freight)

インコタームズによれば、運賃・保険料込み条件。売主は、積み地の港で本船に荷物を積み込むまでの費用、仕向け地までの海上運賃及び保険料を負担し、積み込み以降のリスクは買主が負担することになります。先と同様に経済的便益とリスクは積み込み時に移転することになるため、船積(BL(Bill of Lading))日が、収益を認識するタイミングとなります。コスト負担を見て目的港に着いた時等、誤解が生じやすいので注意してください。

(3) DDU(Delivered Duty Unpaid)

インコタームズによれば、仕向地持ち込み渡し・関税抜き条件。売主は、指定された目的地まで商品を送り届けるまでのすべてのコストとリスクを負担するが、輸入通関手続き及び関税については買主が負担することになります。この場合には、指定場所に納入された時点が、リスクと経済的便益移転のタイミングとなります。従ってFOBやCIFと異なり、指定場所納入時で収益計上することになります。関係会社間の取引ではよく利用される条件です。

余談ですが、外貨建取引の場合は、それぞれの収益計上日の為替レートを使用します。また、VATは、上記にかかわらず輸出通関した時点が課税点(PP30に含める時点)となりますので留意してください。

このように収益計上のタイミングは、インコタームズと密接に関係しています。顧客との貿易条件を確認し、会計処理が当該貿易条件に合致したものであるかどうか一度確認してみてください。

。。Bookkeeperのつぶやき。。



コンケンにゴルフをしに行ってきました。土日のせいもあるのですが、人々が非常にのんびりした雰囲気生活していてタイの原風景を見たような気がしました。人も風景もバンコクとは全く違う風情、最近忙しく動いて余裕もなく、むしろ追い立てられるような陰惨な毎日でしたので、非常に癒されました。帰宅後、預けておいた犬2匹を引き取り、その世話に忙殺。あつという間にバンコクの日常に戻ってしまいました。(^^; ゴルフ場も最高でしたので、機会があれば、また行きたいと思います♪



KOMPASS ACCOUNTING CO., LTD.

日本であれば、街の会計士、税理士事務所で受けられる会計・税務のアウトソースサービスですが、タイには、品質的に満足に行くアウトソースサービスがこれまでありませんでした。タイでビジネスを展開する日系企業の皆様が、製造や営業販売といった本来業務にできる限り専念できるよう、コンパスがサポート致します。

【主な業務内容】

会計帳簿の作成(総勘定元帳、試算表、月次決算資料の作成)、給与計算代行、月次税務、会計処理のチェック、法定財務諸表の作成、連結財務諸表作成のための資料(関係会社向け連結パッケージ)の作成、法人税関係各種申告書の作成、個人所得税関係各種申告書の作成、VAT関係申告書の作成、会計税務コンサルティング・顧問、その他関連業務

【連絡先】

代表 こばやし かずまさ 小林 一雅 (日本国公認会計士)

社名: KOMPASS ACCOUNTING CO., LTD.

住所: Silom Center Building, 19th Floor 2 Silom Road, Suriyawong Bangrak, Bangkok 10500

Tel: 66 (2) 652-5227-8 Fax: 66 (2) 652-5229 E-Mail: kobayashi@KompassAccounting.com



Kompass Accounting Co.,Ltd.

代表取締役 日本国公認会計士 小林 一雅

第36回 会計税務問答集 - 外国税額控除 -

日本の税収が低迷しているせいか、日本の親会社がタイの法人に対してサービスを提供した場合には、必ず報酬をとりなさい、取らない場合には無償の役務供与ということで寄付金として課税します！というような指導を日本の税務署から受けるケースが増加しているようです。企業は国際化し、タイだとか日本だとか、国境をまたいで活動をしているのに対して、税務当局は、当然ながら国というものに縛られて活動しています。税収が減れば今まで課金していなかったような無償サービス(工場支援、管理支援、技術支援)についても目を光らせるようになってくるのは当然の流れかもしれません。ただ、実感として、すべてを捕捉しきれぬわけもなく、もはや企業の在り様が国という枠組みにフィットしなくなって来ているのを無理やり押さえつけようとしているような感があります。

さて、今回は税務署の指導通り、タイ法人が日本本社にサービス料を支払う場合に、タイの国内法や日タイ租税条約によって源泉税を控除して支払わなければならないケースのお話です。(どのような場合に源泉徴収する必要があるかは以前のKのつぼを参照してください。) 控除した源泉税はタイの税務署に納税し完結しますが、時々「親会社から『なんで源泉税なんか控除するんじゃ、満額払わんかい』と怒られたんですけど、、、」というような話を聞きます。

税法に従って現地法人側は処理しているので、それを理解せずに苦情を言うのもどうかと思いますが、摩擦を多少なりとも緩和させるため、照会があった場合、「日本の法人税に「外国税額控除」という制度があるのですが、この制度を利用できるか検討した上でのお話でしょうか」と先方に確認してみることを勧めています。

上記のサービス料は、日本側では収入になり、その他の損益と合算の上、法人所得を計算し日本の法人税が課されます。一方で、タイでも源泉税を課されていますので、日本とタイで二重課税となります。当該二重課税をある一定の範囲で解消しようというのが、外国税額控除です。具体的には日本の親会社が支払うべき法人税から、当該源泉税を控除することができます。源泉税を収入から控除されても、日本の支払うべき法人税から控除できるので、満額サービス料を受け取った場合と比較して収入が減少することはありません。

ただ、一定の範囲というのが曲者で控除できる限度額があり、満額控除できない場合があります。普段、照会を受けた時は、タイの駐在員の方に説明してもあまり益がない(失礼!)ので具体的な限度額計算は、日本の顧問税理士さんに照会してくださいと、税理士さんに押し付けてしまっています。(^_^; 今回は、簡単にしくみだけ紹介します。

(1) 限度額計算のしくみ

計算式自身は極めてシンプルです。

限度額 = 法人税 × 国外所得 ÷ 全世界所得

趣旨は法人税全額を限度額とするのではなく、全世界所得のうち国外で稼いだ所得比率分の法人税しか控除を認めないとするものです。なお、所得比率は 90%が上限で、国内所得がマイナスであった場合、90%が上限になります。この式で非常に重要な点は親会社が赤字で法人税がないと限度額は 0 となり、まったく控除できないということです。よくよく考えれば、赤字なので二重課税の問題も発生しません。(もちろん納付 0 であるべきなのに課税が発生しているという点ではありますが、外国の税金を還付するところまでは認めていません。)

(2) 国外所得の計算方法

具体的な方法の説明は省きますが、国外収入は直接認識し、国外費用に直接的に認識できるもの他、共通費について適切な基準に基づいて配賦するべき旨が定められています。ロイヤリティ(及び受取配当金や受取利息)のみの場合には簡便法も定められています。

(3) 親会社に提出すべき書類

外国税額控除を受けるためにはタイでの納税証明書の添付が必要となります。以前は別途、英文の納税証明書発行を税務署に依頼していましたが、最近では源泉税の申告書(PND54)コピー及び納付受領書コピーを提出するだけで外国税額控除を受けている事例も多いようです。(弊社顧客からの問い合わせ、依頼状況を見ての推定ですが、、、)いずれにしても、具体的な添付書類については、事前に税務署に問い合わせた方がよいと思います。

外国税額控除を利用することによって、ある程度は二重課税を防げますので、サービスフィーをタックスオンタックスで計算する等の金額調整をする前に検討してみてください。

Bookkeeperのつぶやき。。。



フェイスブックもお客さんを含むリアルでの知り合いが多くて気軽に呟けるような状態ではなくなってきました。相手の反応を気にしながら書いても何も面白くないです。また、知り合いのつぶやきや写真(食べ物、酒、子供が多くて困ります。)をみても、何かコメントしてあげないと、と思うと非常に萎えます。しかも炎上させないためにはポジティブの必要があり、結構、考えます。今は、フェイスブックは避けて、友達申請とか何も無い、また、タイであまりメジャーでない Google +やピカサでゴルフ関係に絞って、好きなことを呟いています。ある記事によれば、プライベートを晒さず、オタクテーマに絞って呟くというのは SNS の一つの利用法とのことです。まあ、どちらにしても SNS 依存症ですな ww...



KOMPASS ACCOUNTING CO., LTD.

日本であれば、街の会計士、税理士事務所で受けられる会計・税務のアウトソースサービスですが、タイには、品質的に満足の行くアウトソースサービスがこれまでありませんでした。タイでビジネスを展開する日系企業の皆様が、製造や営業販売といった本来業務にできる限り専念できるよう、コンパスがサポート致します。

【主な業務内容】

会計帳簿の作成(総勘定元帳、試算表、月次決算資料の作成)、給与計算代行、月次税務、会計処理のチェック、法定財務諸表の作成、連結財務諸表作成のための資料(関係会社向け連結パッケージ)の作成、法人税関係各種申告書の作成、個人所得税関係各種申告書の作成、VAT 関係申告書の作成、会計税務コンサルティング・顧問、その他関連業務

【連絡先】

代表 こばやし かずまさ 小林 一雅 (日本国公認会計士)

社名: KOMPASS ACCOUNTING CO., LTD.

住所: Silom Center Building, 19th Floor 2 Silom Road, Suriyawong Bangrak, Bangkok 10500

Tel: 66 (2) 652-5227-8 Fax: 66 (2) 652-5229 E-Mail: kobayashi@KompassAccounting.com



Kompass Accounting Co.,Ltd.

代表取締役 日本国公認会計士 小林 一雅

第37回 会計 税務 問答集 - 検収基準とVAT -

国際財務報告基準(IFRS)において、物販の売上の計上は、物品の所有に関する重要なリスクと便益が移転した時点と定めていることから、今更ながら、タイの会社について売上の計上基準を再確認したいという照会が増加してきました。普通の量産製商品を販売している会社の場合、出荷基準か検収基準かは、あまりシリアスな問題でないと思うのですが、まじめな会社が多いのか、(それとも監査会社がだめなのか、)そのような事業の会社も含めて多くの確認が来ています。(^)

ご存知のとおり、この基準を読む限り、国内販売の多くは、厳密には顧客検収基準となります。一方で歳入法では VAT に関するタックスインボイスは、物販の場合、原則として製商品を出荷した時点で発行すべき旨が定められております。従来は、この税法規定にあわせる形で、出荷した時点で売上を計上している企業が、実務上は、ほとんどであったと思われます。(税法に実務があわせているのではなく、むしろ実務を見て税法の規定が定められたのかもしれませんが。)

両者の折り合いをどのようにつけるかというのが今回のテーマです。業種や業態によって様々な対応が考えられますが、

- ① 幸いなことに、タイの場合、出荷すれば、その日の内にほとんどの荷物が顧客に到着します。通常、荷物が届くとすぐに検品し、倉庫に倉入れされます。このため、出荷日＝検収日とみなし得るという理屈です。カンバン方式などはその最たるものでしょう。この場合は、特段、VAT と折り合いをつける必要もなく出荷日にタックスインボイスを発行し、同日に売上計上となります。検収に時間を要しない、品質の安定した量産品に関してはこの処理で問題ないと思います。
- ② 出荷し、顧客に到着したものの、その後、検収に多くの時間を要するような場合、例えば、設備や金型の販売の場合、通常、単に出荷もしくは顧客に到着しただけでは、検収にならないケースがあります。これらの物品は、据え付け、動作仕様確認に時間を要するケースが多く、出荷日は必ずしも検収日とならないからです。結果として、出荷日でタックスインボイスを発行、検収日で売上計上となるため、両者の日付は、ずれることになります。なお、設備や金型のメーカーの場合、VAT 上は、「物販」とならず「請負」に該当する場合もあると思われます。この場合、タックスインボイスは、出荷時点の発行ではなく、入金時点での発行が原則となりますので、そもそも、売上計上のタイミングとは、無関係にアウトプット VAT が発生することになります。

②のケースの場合をもう少し考察してみましょう。以下のような経理税務処理が考えられると思います。

- (1) 出荷時点で Delivery Note / Tax Invoice (納品書兼税額票) を発行します。会社によっては検収があがるまでタックスインボイスを発行しないという対応も出てくるかと思いますが、税務規定上は微妙です。検収基準ですと、この時点で売上を計上することはできませんので、経理的には以下の取り扱いをすることになると思います。

- a) 何も会計仕訳を起こさず、別途、タックスインボイスの発行記録を残す処理。アウトプット VAT 台帳への記入をこの時点でもよいと思います。経理処理とは別に申告書を作りこんでいくこととなります。
- b) 以下の会計仕訳を備忘記録的に起こす処理。月末仮受 VAT 残高が申告書と一致するというメリットがあります。

売掛金	xxx	/	前受金	xxx
			仮受 VAT	xxx

(2) 検収がなされた時点で売上計上します。

(1) a) を採用した場合は以下の仕訳

売掛金	xxx	/	売上	xxx
			仮受 VAT	xxx

(1) b) を採用した場合は以下の仕訳

前受金	xxx	/	売上	xxx
-----	-----	---	----	-----

出荷と検収が同一月の場合、VAT 申告書 (PP30) の課税売上金額や売上 VAT の金額と帳簿上の金額が一致するので問題ありません。一方で出荷と検収が月をまたぐ場合、(1)a) の処理ですと帳簿上の売上金額と VAT 申告書上の課税売上高、帳簿上の仮受 VAT と VAT 申告書上のアウトプット VAT で差異が発生します。また、(1)b) の処理ですと売上 VAT の金額は帳簿上と申告書で一致するものの、帳簿上の売上高と VAT 申告書上の課税売上高との間で差が発生します。これらの金額差異は必ず税務調査で説明が求められます。月次で差異の詳細を記した調整表を作成しておくことが必要です。(税務調査が来てから行うと不明差異発生の可能性が大きいです。) 説明できないとみなし売上による更正が行われ、法人税や VAT 追徴の可能性もあります。売上計上基準に気を取られ、VAT で問題が発生しないよう注意してください。

Bookkeeperのつぶやき。。。



断酒して1年が経ちました。始めるまではいろいろと迷いがありましたが、理由もなく鬱状態が続いたり、だるい、痺れる等身体的な不調も続いていましたので、それらが解消してよかったなあとしみじみ思います。今は会食ある時も早めに失礼して、9時前には家について、早めに床についています。(仕事がある時は別です。。。) 学生時代からずーと何も疑問に思わず、ほぼ毎日飲み続けてきましたが、止めた今となっては随分時間とお金を浪費したような気がします。(^^)



KOMPASS ACCOUNTING CO., LTD.

日本であれば、街の会計士、税理士事務所で受けられる会計・税務のアウトソースサービスですが、タイには、品質的に満足の行くアウトソースサービスがこれまでありませんでした。タイでビジネスを展開する日系企業の皆様が、製造や営業販売といった本来業務にできる限り専念できるよう、コンパスがサポート致します。

【主な業務内容】

会計帳簿の作成(総勘定元帳、試算表、月次決算資料の作成)、給与計算代行、月次税務、会計処理のチェック、法定財務諸表の作成、連結財務諸表作成のための資料(関係会社向け連結パッケージ)の作成、法人税関係各種申告書の作成、個人所得税関係各種申告書の作成、VAT 関係申告書の作成、会計税務コンサルティング・顧問、その他関連業務

【連絡先】

代表 こばやし かずまさ 小林 一雅 (日本国公認会計士)

社名: KOMPASS ACCOUNTING CO., LTD.

住所: Silom Center Building, 19th Floor 2 Silom Road, Suriyawong Bangrak, Bangkok 10500

Tel: 66 (2) 652-5227-8 Fax: 66 (2) 652-5229 E-Mail: kobayashi@KompassAccounting.com



Kompass Accounting Co.,Ltd.

代表取締役 日本国公認会計士 小林 一雅

第38回 会計税務問答集 -税効果会計 その1-

今のところ、税効果会計について、照会が多くなっているということはありませんが、2013年1月1日開始事業年度からタイ国会計基準(TFRS)で該当基準が発効するため、今後、対応についての照会增加が想定されます。あとで説明することになりますが、税効果会計を新たに適用するにあたって、2012年12月末現在、状況によっては、それ以前の一時差異(これもあとで解説)の把握が不可欠で、それなりに準備期間が必要だからです。ということで、これから何回かにわけて、おさらいをしていきたいと思えます。

まず、基準の適用にあたって規則的な側面から。

- ① タイ国会計基準(TFRS)では TAS12 号「法人所得税」という基準に税効果会計に関する基準が記載されています。当初 2007 年 1 月 1 日開始事業年度から適用される予定でしたが、時期尚早との判断からか、強制適用するためのガゼットが出ず、結局、その後、2013 年 1 月 1 日開始事業年度から適用となりました。当時は中小企業等のための会計基準もありませんでしたので、もし適用すれば、公開、非公開を問わずすべての企業について強制適用となるため、不適正意見の濫発等、混乱が想定されました。判断としては、珍しく(失礼)賢明な判断であったと思えます。現状、この基準に従って、株式をタイの証券市場に上場しているような企業を中心に準備が進められています。彼らにとっては待ったなしです。また、非公開株式会社で TFRS を選択している会社も同様に準備が必要となります。
- ② 公的説明責任を有しない企業に対する会計基準(NPAEs)では、第 15 章において、法人所得税に関する記載があります。原則としては「当局に対して支払われるべき法人税」を損益計算書に計上するとなっており、税効果会計の適用はありません。ただし、TAS12 号「法人所得税」に従うことも可能となっており、適用することはできます。多くの日系企業は、NPAEsを採用したと思えますので、任意適用の状態にあるといえます。今期から採用することも可能と思えますが、一度、税効果会計を適用すると元に戻ることに合理的な理由を探すのが困難で難しいと思えます。その点は、任意適用といえど留意が必要で、ある期適用、次の期不適用という選択はできないと考えておいた方が無難です。
- ③ 日本の連結上は、海外法人については、例によって実務対応報告 18 号「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取り扱い」が適用されます。この実務対応報告は幾つかの項目を除き、在外子会社の財務諸表が IFRS もしくは USGAAP に準拠していればそのまま連結を認めるというものです。タイでは、結果として連結するにあたり IFRS (TFRS) ベースの税効果会計の適用が必須となります。

もし、皆さんの会社が非公開株式会社で前期から NPAEsを適用しており、さらに日本の親会社が非公開企業の場合には、あえて税効果会計を適用する必要はないでしょう。所詮は期間配分の問題で支払わなければならない法人税絶対額が減少(増加)するわけではありません。むしろ支払うべき法人税を表示した方が会計情報として有用な場合があります。一方で皆さんの会社が非公開株式会社で前期から NPAEsを適用し税効果会計を任意に適用しておらず、日本の親会社が株式公開企業の場合、連結上、タイの財務諸表を組み替えて税効果会計を適用しているはずですが、この場合には、タイローカルベースでも税効果会計を適用するか検討の余地があります。適用すれば連結上の組替作業は一つ不要になります。

次に税効果会計を適用するための法人税の計算のしくみを概説します。一番、根本的な算式は、

$$(\text{法人税}) = (\text{課税所得}) \times (\text{税率})$$

です。税率は、中小企業(期末払込資本金5百万バーツ以下)でない限り、2012年1月1日以降開始事業年度で23%、2013年1月1日以降開始事業年度で20%となっています。課税所得は、以下で調整します。

$$(\text{課税所得}) = (\text{会計上の当期利益}) + (\text{税務上の加算項目}) - (\text{税務上の減算項目})$$

税務上の加減算項目には、当期利益に当期は加算するが翌期以降で減算できる項目(もしくは逆)と当期利益に当期加算(もしくは減算)し翌期以降で減算(もしくは加算)できない項目とにわけられます。前者は、複数期合算で見ると加減算項目は0になり、課税所得=会計上の利益となります。税効果会計の観点からは前者を一時差異、後者を永久差異といいます。タイの税務上、一時差異には、引当金(在庫評価引当金、退職給付引当金、減損引当金)、ファイナンスリースに伴う調整額、法定最短耐用年数以下で減価償却した場合の調整額等が例としてあります。永久差異は、交際費、領収書不備の経費、寄付金、教育訓練費の2重控除等があります。

まずは、自分の会社の申告書のみで加減算項目としてどのような項目があるのか、当該項目は一時差異なのか、永久差異なのかを検討してみる必要があります。タイには日本の法人税申告書における別表5と呼ばれるものはありませんし、加減算項目も日本のように細かく分かれていません。場合によっては、相当過去(5-6期くらい)に遡って、申告書以外の記録も含め調査しなければなりませんので留意する必要があります。(次月に続く)

Bookkeeperのつぶやき。。。



先月末から約1週間、2年ぶりに日本に行ってきました。今回は家族もいたせいかリラックスできました。また、以前は嫌なことが目についていましたが、何故か今回は、随分、癒されました。(^_^)で、タイにいた時にチェックしておいたいろいろな小説を買って来ました。今は夜な夜な子供が残っていたクラシックCDを聴きながら犬を脇においてコーヒーをすすり、ページをめくるのが、すっかり至福の時間になっています。ただ、本の消化も早く、すでにストックは半分に、すべて終わった時に気が抜けたようになるのがとても心配です。(^_^;;



KOMPASS ACCOUNTING CO., LTD.

日本であれば、街の会計士、税理士事務所を受けられる会計・税務のアウトソースサービスですが、タイには、品質的に満足の行くアウトソースサービスがこれまでありませんでした。タイでビジネスを展開する日系企業の皆様が、製造や営業販売といった本来業務にできる限り専念できるよう、コンパスがサポート致します。

【主な業務内容】

会計帳簿の作成(総勘定元帳、試算表、月次決算資料の作成)、給与計算代行、月次税務、会計処理のチェック、法定財務諸表の作成、連結財務諸表作成のための資料(関係会社向け連結パッケージ)の作成、法人税関係各種申告書の作成、個人所得税関係各種申告書の作成、VAT関係申告書の作成、会計税務コンサルティング・顧問、その他関連業務

【連絡先】

代表 こばやし かずまさ 小林 一雅 (日本国公認会計士)

社名: KOMPASS ACCOUNTING CO., LTD.

住所: Silom Center Building, 19th Floor 2 Silom Road, Suriyawong Bangrak, Bangkok 10500

Tel: 66 (2) 652-5227-8 Fax: 66 (2) 652-5229 E-Mail: kobayashi@KompassAccounting.com



Kompass Accounting Co.,Ltd.

代表取締役 日本国公認会計士 小林 一雅

第39回 会計税務問答集 -税効果会計 その2-

最近、タイの会計士が画一的な指導をしたと思われる、無然とする事例がありました。具体的には、設立間もない駐在員事務所の財務諸表で、タイ人スタッフ(1名)に対して結構な金額(1か月から2か月分?)の退職給付債務を計上していました。スタッフは20代ですし、解雇手当が発生する可能性や債務の現在価値への割引を考えた時に、明らかに過大、というよりもそもそも計上すべきなのかどうか、甚だ疑問に思います。別の事例では自社である程度、保険数理計算に準じた計算をして見積もりをしているにもかかわらず、絶対的な金額が小さすぎるとしてクレームをつけ、適当に金額が大きくなるように計算式を調整(理屈は通らない)して提示している会計士もおりました。公的説明責任のない企業のための会計基準を見た時に、なぜ、あえて従業員給付についてふれる必要があるのかと思いましたが、案の定、これら事例に限らず、最近、あいまいな基準をこねくり回す、レベルの低い会計士が多いようです。労働者保護法に基づく解雇手当の規定を前提にするのであれば、引当金の一般規定のみを設定し、具体的に従業員給付について触れる必要はなかったのではないかと思います。正直なところ、タイ人会計士(Big4 含む)でその仕組みを理解しているものは少なく、一方で保険数理人にあえて計算を委託するインセンティブも企業側には乏しいと思われます。結果として、非公開企業の財務諸表に計上されている退職給付債務は、全く意味のない利益留保の性格が極めて強い金額が計上されているのではと危惧しています。

税効果会計の場合は、前月に紹介した通り、公的説明責任のない企業のための会計基準で、原則、不適用、ただし任意に TFRS 本則を採用することもできるとなっており、中途半端に適用される懸念はありません。が、任意に適用することを選択した場合に、これを監査できる会計士がどれくらいいるのか、妙に捻じ曲げて適用することを指示する会計士がいるのではないかと、これらの人と折衝する必要が出てくるという事を思うと、気分が沈んで来ます。少し前にある Big4 の会計士とファイナンスリースの会計処理が税効果会計の対象か否かで延々と議論したことがありました。この分野でも文言を曲解したりして大半が消化不良だと思います。まあ、過去10年間繰り返してきたことではありますが、明日のことは明日考えることにして本題に入ります。(´);

前回は、自分の会社の申告書を見て、その項目は永久差異なのか、一時差異なのかを検討する必要があるというところまで述べました。では、どこにあるのか。具体的には以下の項目にあります。PND50 を参照しながら下記読んでください。

1. 法人税申告書(PND50)5 ページの Item 9 (รายการที่9) 歳入法上損金として扱われない費用:

上の項目から「1.法人税」「2.交際費」「3.貸倒償却」「4.引当金」「5.Item 8で15から20までの項目」「6.その他損金として扱われない費用」となっています。法人税は損金に算入されませんし、将来もその可能性がありませんので永久差異です。また、交際費(ここでいう交際費は損金算入限度額超過部分です。)も同様です。貸倒償却(ここでいう貸倒償却は財務省令の損金算入要件を満たさない償却です。)も、損金不算入です。なお、将来的に債務者が破産し、損金算入要件を満たすかもしれませんが、その可能性が低いので損金不算入として直接償却しているものと思います。従って、通常、これも永久差異として扱うことになると思います。引当金には、貸倒引当金、在庫評価引当金、退職給付引当金等が含まれます。これらは、将来的には貸倒や回収の事実、在庫廃却の事実、退職金支払いの事実が発生し、戻入になることが見込まれます。よって、通常は一時差異として取り扱われます。この「引当金」

の項目は重要ということになります。次に Item8 で 15 から 20 までの項目は、Item10 で 2 重控除するための技術的なものですので、一時差異でも永久差異でもありません。最後のその他損金として扱われない費用ですが、各種雑多な項目がここに含まれる可能性があります。領収書不備の経費(永久差異)や先に述べたファイナンスリース関連の調整項目(一時差異)などです。この項目については、内訳を調査し、項目毎に永久差異なのか一時差異なのかを判定していく作業が必要です。

2. 法人税申告書(PND50)6 ページの Item 10 (รายการที่10) 歳入法上益金不算入の収益または実際の金額以上に損金計上できる費用:

上の項目から「1.益金不算入もしくは免税の収入」「2.実際の金額以上に損金計上できる費用」「3.2 の合計」「4.その他調整」となっています。このうち1と2は永久差異です。4に金額が記載されている場合には、内訳を調査し、項目毎に永久差異なのか一時差異なのかを判定していくことが必要です。ここに引当金の戻入等が含まれている可能性があります。

3. 法人税申告書(PND50)6 ページの Item 11 (รายการที่11) 繰越欠損金:

これも立派な一時差異ですが、ここに記載されているのは前年までの繰越欠損金です。年度末の繰越欠損金は 2 ページ目の Item2(これも 1 行目(2)にチェックされている場合です。(1)にチェックされている場合は、今期欠損金を消化しすでに課税所得が発生しています。)に記載されていますので注意してください。

税効果会計を適用するにあたってはタイの申告書でこの3つの項目を調査することが必要となります。日本の申告書はいたれりつくせりで、項目毎に欄があり、また、一時差異を集計する表(別表5)があるので、実は情報収集は申告書だけでもかなり可能なのですが、タイの場合には「その他」の項目が大きく、担当者が作成している計算表や手元控を別途調査する必要が出てきます。税効果会計を初めて適用する場合には、前回述べたように初年度から遡及して 3-5 年程度は調整内容を把握しておく必要があると思います。

(次号に続く)

Bookkeeperのつぶやき。。。



レーシックを受けて 3、4 年くらい経過しました。最近、何故か夜見えづらく、車の運転が怖くなってきていました。免許更新もあって、この間、視力を計ったら当初 1.0 あった視力が 0.5 に落ちていることが発覚。早速、運転用に眼鏡を作りましたが、個人差はあるにせよ、レーシックが 3、4 年しか持たないとは全く想定外でした。orz... そうしているうちに今度は仕事で細かな字が読みづらくなってきました。老眼も始まったようです。。作った眼鏡も運転中は良いのですが、かけたままでは相当離さないと携帯の文字を読むことができません。年を取るというのは不便ですね。(実感)



KOMPASS ACCOUNTING CO., LTD.

日本であれば、街の会計士、税理士事務所で受けられる会計・税務のアウトソースサービスですが、タイには、品質的に満足の行くアウトソースサービスがこれまでありませんでした。タイでビジネスを展開する日系企業の皆様が、製造や営業販売といった本来業務にできる限り専念できるよう、コンパスがサポート致します。

【主な業務内容】

会計帳簿の作成(総勘定元帳、試算表、月次決算資料の作成)、給与計算代行、月次税務、会計処理のチェック、法定財務諸表の作成、連結財務諸表作成のための資料(関係会社向け連結パッケージ)の作成、法人税関係各種申告書の作成、個人所得税関係各種申告書の作成、VAT 関係申告書の作成、会計税務コンサルティング・顧問、その他関連業務

【連絡先】

代表 こばやし かずまさ 小林 一雅 (日本国公認会計士)

社名: KOMPASS ACCOUNTING CO., LTD.

住所: Silom Center Building, 19th Floor 2 Silom Road, Suriyawong Bangrak, Bangkok 10500

Tel: 66 (2) 652-5227-8 Fax: 66 (2) 652-5229 E-Mail: kobayashi@KompassAccounting.com



Kompass Accounting Co.,Ltd.

代表取締役 日本国公認会計士 小林 一雅

第40回 会計税務問答集 -税効果会計 その3-

今回は、税効果会計について具体的な事例を見ていきましょう。以下のような会社があったとします。
 <事例>製造会社 K の 2012 年 12 月期の損益計算書(税金計算前)は、以下の通りとします。

売上	2,000
原価及び経費(下記を除く)	1,500
金型償却費(注 1)	200
製品評価損(注 2)	100
法人税控除前利益	200

注 1: 金型は 2012 年 1 月 1 日に 600 で購入、経理上は経済的耐用年数を見積もり 3 年で定額償却したと仮定します。税務上は 5 年が最短の耐用年数となるため、1 年で損金に算入できるのは、 $600 \div 5$ で 120 となります。従って、金型償却費 200 のうち、80 は損金不算入として法人税控除前利益 200 に加算する必要があります。以下が損金不算入、算入のスケジュールです。

	2012	2013	2014	2015	2016	合計
経理上の減価償却費	200	200	200			600
税務上の損金算入可能額	120	120	120	120	120	600
損金不算入額(加算額)	80	80	80			240
損金認容額(減算額)				120	120	240

この表によれば、法人税を計算するうえで 2013 年から 2014 年まで毎年 80 ずつ利益に加算し、2015 年と 2016 年で 120 ずつ減算します。両者は合計すると 240 で同額です。すなわち、最初の 3 年間で利益に加算して法人税を多く納めるものの、後半の 2 年間で利益から減算されるため法人税は減額されます。このように経理上の費用配分期と税務上の費用配分期が異なるような場合に将来減算一時差異と呼ぶことになります。

注 2: 2013 年に廃棄予定の製品について今期に評価損を計上したと仮定します。税務上は実際に廃棄をするまでは損として認められません。従って 2012 年の税金計算上は、経理上の利益にこの金額 100 を加算します。2013 年実際に廃棄をした段階で、経理上の利益から 100 を減算します。余談ですが、2012 年の税率は 23% で 2013 年の税率は 20% です。従って、2012 年に廃棄をすると 23 ($100 \times 23\%$) の法人税が節約できるのに対して、2013 年に廃棄したことにより 20 ($100 \times 20\%$) の税金減となっています。税率が減少する局面ではできるだけ損金算入できる会計期を前倒した方が通算で見ると税務上は得となります。逆に税率が上昇する場合には、損金算入を遅らせた方がよいです。

さて、2012 年の法人税申告書(PND50)上の税金計算を見ると以下ようになります。法人税控除前の利益からスタートします。

法人税控除前	200
加算:	
金型償却費	+80

製品評価損	+100
課税所得	380
法人税率	23%
法人税額	87.4

2012年は加算が大きく、法人税の金額は法人税控除前の利益に対して43.7%に達しています。(87.4÷200)法人税率が23%であるにもかかわらず、この結果は、本社に対して原因についていろいろと説明しなくてはならないレベルです。原因はご覧のとおり加算の項目にあります。完全ではないもののこれらを少しでも調整しようというのが税効果の考え方です。

調整の仕方で2つ考え方があります。一つは、 $200 \times 23\%$ の46が今期の正しい費用とし、87.4から46を差し引いた41.4を法人税の前払とする考え方です。減算された時に法人税前払を費用化します。もう一つの考えは、加算分について、将来減算されその分将来法人税が戻ってくるとする考え方です。この考え方では将来戻ってくる税金がいくらかとなりますので、2013年以降適用される20%に加算金額180を乗じた金額36について法人税を減額し未収を計上することになります。前者の考え方を繰延法といい、後者の考え方を資産負債法といいます。タイの会計基準(IFRS)上は資産負債法の立場にたっています。このことは非常に重要で次号以降説明することになると思いますが、将来、戻ってくる効果(もしくは税金を増額する効果)のない項目は、繰延税金資産(もしくは負債)を積みすべきでないということになります。従って、仕訳としては、

(借方) 繰延税金資産(BS)	36	(貸方) 法人税(PL)	36
-----------------	----	--------------	----

となり、残額の51.4は、法人税として残ることになります。税率的には完全に23%にはならず、25.7%となります。この程度であれば本社もスルーしてくれるでしょう。(^_^);

今回は、資産負債法という方法で税効果を考える必要があるということ覚えてください。(次号に続く)

Bookkeeperのつぶやき。



社員旅行でサメット島に行ってきました。山方面を企画するとお寺とちょっとしたアクティビティだけとなり、時間を持って余し退屈してしまうので、最近では毎回、海方面、島巡り、シュノーケリングとなっています。自分的にはサメット島だけで3回か4回訪れており、魚は多かったもののシュノーケリングにも飽きてしまいました。プークラドンとはいわないので、できれば、少し高地で毎日トレッキングとかキャンプとかしたいのですが、肥満したスタッフも多いので、多数に無勢、肯んじえないだろうと思います。(^~;; 今回もホテルの階段で足を挫いたものが1名その他いろいろとけが人、病人が出ました。。。来年、どうしたものか悩みます。



KOMPASS ACCOUNTING CO., LTD.

日本であれば、街の会計士、税理士事務所であられる会計・税務のアウトソースサービスですが、タイには、品質的に満足の行くアウトソースサービスがこれまでありませんでした。タイでビジネスを展開する日系企業の皆様が、製造や営業販売といった本来業務にできる限り専念できるよう、コンパスがサポート致します。

【主な業務内容】

会計帳簿の作成(総勘定元帳、試算表、月次決算資料の作成)、給与計算代行、月次税務、会計処理のチェック、法定財務諸表の作成、連結財務諸表作成のための資料(関係会社向け連結パッケージ)の作成、法人税関係各種申告書の作成、個人所得税関係各種申告書の作成、VAT関係申告書の作成、会計税務コンサルティング・顧問、その他関連業務

【連絡先】

代表 こばやし かずまさ 小林 一雅 (日本国公認会計士)

社名: KOMPASS ACCOUNTING CO., LTD.

住所: Silom Center Building, 19th Floor 2 Silom Road, Suriyawong Bangrak, Bangkok 10500

Tel: 66 (2) 652-5227-8 Fax: 66 (2) 652-5229 E-Mail: kobayashi@KompassAccounting.com



Kompass Accounting Co.,Ltd.

代表取締役 日本国公認会計士 小林 一雅

第41回 会計 税務 問答集 - 税効果会計 その4 -

前回に引き続き、税効果会計について具体的な事例を見ていきましょう。前回の事例からの継続で以下のような会社があったとします。(前回の会計処理を前提にしていますので、前号も参照してください。)
 <事例>製造会社 K の 2013 年 12 月期の損益計算書(税金計算前)は、以下の通りとします。

売上	2,900
原価及び経費(下記を除く)	2,000
金型償却費(注 1)	200
金型廃棄損	200
製品廃棄損	100
製品評価損戻し(注 2)	△ 100
法人税控除前利益	500

注 1: 金型は 2013 年 12 月 31 日に対象製品生産中止につき廃棄処理。2013 年は 1 年分の減価償却費 200 を計上した後、残存簿価 200 について廃棄損計上をしたとします。(法人税法上の損金算入要件を満たしていたとします。)以下が修正後の損金不算入、算入のスケジュールになります。

	2012	2013	2014	2015	2016	合計
経理上の減価償却費	200	200	200			400
税務上の損金算入可能額	120	120	120	120	120	240
損金不算入額(加算額)	80	80				160
経理上の廃棄損		200				200
税務上の廃棄損		360				360
廃棄に伴う損金認容額(減算)		160				160

網掛部分が当初予定でしたが、廃棄によって 2013 年に損が前倒しになっています。結果として 2012 年、2013 年に加算した減価償却の損金不算入額合計 160 は、2013 年に廃棄に伴い同額減算する必要が生じました。(2013 年単年で見ると純額 80 の減額)

注 2: 2012 年に廃棄予定の製品について評価損を計上したもののについて、廃棄損を計上したものとします。経理上はすでに評価損として前期に廃棄損見合分を計上していますので、当該評価損の戻し 100(在庫評価引当金の戻し)と廃棄損 100 とが相殺され、損益に対する影響は 0 になります。一方で税務上は 2012 年に加算した 100 は 2013 年に損金算入要件が満たされたことにより、減算する必要があります。

頭が混乱してきたかもしれませんが、税効果会計を理解するために、どうしても会計と税務の二重構造を理解していなければなりません。ほとんどの項目は会計と税務で収益、費用を認識するタイミングが一緒ですが、上記の税務と会計で異なる耐用年数を適用している場合や税務上損金算入できない資産の評価減、減損処理をしている場合は、それぞれいつ経理処理され、いつ税務上容認されるのか(あるいはずっと容認されないのか)をイメージできるようにならなければなりません。(かなり厳しいとは思いますが、、、)

さて、2013年の法人税申告書(PND50)上の税金計算を見ると以下ようになります。2012年同様に法人税控除前の利益からスタートします。

法人税控除前	500
加算:	
金型償却費	+80
減算:	
金型廃棄損	-160
製品評価損戻	-100
課税所得	320
法人税率	20%
法人税額	64

2013年は減算が大きく、法人税の金額は法人税控除前の利益に対して12.8%になっています。(64÷500)税率が20%ですので明らかに低すぎる異常値です。これを先に積んだ繰延税金資産36(前稿参照)を取り崩すことによって解消します。今回は前期に積んだすべての項目について税務上も損金として認められたことになるため全額を崩します。

(借方) 法人税(PL) 36 (貸方) 繰延税金資産(BS) 36

となり、実際に支払う64に今回繰延税金資産36を加算して100を法人税として計上します。結果として法人税控除前の500の利益に対して税率が20%となり、法定の税率と等しくなりました。実際は、永久差異等で完全には一致しませんが、税効果会計を適用していて、法定税率と著しくかい離がある場合には誤りを回避するため分析が必要になります。

Bookkeeperのつぶやき。。。

あけましておめでとうございます。ゴルフざんまいの新年の後、突然に繁忙期はやってきました。自分も9時ころまで残っていることが多いですが、人員不足もあり、あるスタッフ(複数)はホテルに連日泊まり込み、ちょっと家庭を壊してしまわないか、心配になるとともに本当に申し訳ない気持ちでいっぱいになります。日本であればブラック企業として非難されること確実です。orz... どうか繁忙期の中でも人を雇用し最低でも2-3時間の残業で帰れるような体制にしてあげなければと責任を痛感しています。

KOMPASS ACCOUNTING CO., LTD.

日本であれば、街の会計士、税理士事務所であられる会計・税務のアウトソースサービスですが、タイには、品質的に満足の行くアウトソースサービスがこれまでありませんでした。タイでビジネスを展開する日系企業の皆様、製造や営業販売といった本来業務にできる限り専念できるよう、コンパスがサポート致します。

【主な業務内容】

会計帳簿の作成(総勘定元帳、試算表、月次決算資料の作成)、給与計算代行、月次税務、会計処理のチェック、法定財務諸表の作成、連結財務諸表作成のための資料(関係会社向け連結パッケージ)の作成、法人税関係各種申告書の作成、個人所得税関係各種申告書の作成、VAT関係申告書の作成、会計税務コンサルティング・顧問、その他関連業務

【連絡先】

代表 こばやし かずまさ 小林 一雅 (日本国公認会計士)

社名: KOMPASS ACCOUNTING CO., LTD.

住所: Silom Center Building, 19th Floor 2 Silom Road, Suriyawong Bangrak, Bangkok 10500

Tel: 66 (2) 652-5227-8 Fax: 66 (2) 652-5229 E-Mail: kobayashi@KompassAccounting.com